議長(志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、議案第1号 多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(案)の制定についてを、議題と致します。 提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 藤原君

福祉保健課長 (藤原 安江)

おはようございます。

議案第1号、多度津町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例(案)の制定について、提案説明を申し上げます。 介護保険サービスの中で町が事業所指定や監査、指導を行っております「指定

地域密着型サービス等の運営基準等につきましては、従前「要介護1から5の 方が利用できる「地域密着型サービス」と要支援1・2の方が利用できる「地域 密着型介護予防サービス」に関し、二つの条例を制定しておりました。

この度、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が平成27年4月1日に公布、施行されたことに伴い、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの名称や運営基準等について広範囲な変更があった点、また、今後も「厚生労働省令」の大幅な改正が見込まれることから、形式を簡潔なものに改め、「多度津町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年多度津町条例第19号)の全部を改正し、「地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営基準等」を合わせて定めた内容の本条例(案)を制定しようとするものです。

条例(案)の内容につきましては、第2条第1項で、「地域密着型サービス」及び「地域密着型介護予防サービス」の定義を3ページの別表第1の左側に記載されている内容に定め、同条第2項で、本町の実情を考慮した従業者、設備、会計等の記録の保存については、別表第2に記載されたように定めようとするも

のです。

第3条は、災害対策に関する具体的な計画の作成と掲示について定めようとするものです。

また、第6条で委任に関することを定めようとするものです。

附則として、第1項、この条例(案)は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものです。

第2項、多度津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、廃止しようとするものです。

以上で、議案第1号の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。